

第1300号

AFN-1300

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2020年 1/20 (月)

『令和2年度税制改正大綱(3) 海外不動産の節税対策に規制』

不動産関係では、低未利用地を売却した際の長期譲渡所得の特別控除が創設される。保有期間が5年超の土地を売る場合の譲渡所得には所得税と住民税が計20%かかるが、この譲渡所得を最大100万円まで控除できるようになり、最大20万円の税が軽減される。売却額500万円以下の土地が対象で、家ごと売った場合も含まれる。2022年までの時限措置で、手放す際のコストを下げ土地の流通を促すのが狙い。一方、国外中古建物の不動産所得の損益通算の特例が創設される。日本の建物よりも長く使用が可能な海外不動産でも、税務上は日本の法定耐用年数が基準となるため、中古購入で多額の減価償却費を計上し、損益通算により所得税額を減少させる節税策が近年問題視されていた。改正では、国外中古建物(「簡便法」「一定の書類の添付がない見積法」で減価償却費を算定)の賃貸で、不動産所得の金額の計算上、損失の金額が生じたときは、建物の減価償却費に相当する金額(X)は生じなかったとみなすこととなった。その建物を譲渡した場合の譲渡所得の計算では取得費からXを控除しないこととなり、Xと給与所得や事業所得を通算しての税額軽減はできなくなる。令和3年以後に生じた国外不動産所得の損失に対して適用される。



『 第三者承継の支援強化を 中小企業庁が年頭所感』

中小企業庁は、前田泰宏長官の令和2年 年頭所感を発表した。重点支援項目として「生産性向上支援」「円滑な事業承継の促進」「取引構造の適正化」「自然災害への対応」の4つを挙げている。

なかでも事業承継支援に関しては、法人版及び個人版事業承継税制の創設による親族内事業承継支援の整備に続いて、以下の重点支援項目を挙げている。「今後さらに、後継者不在の中小企業の黒字倒産を回避すべく、『第三者承継支援総合パッケージ』として、中小企業支援機関や金融機関等と連携して、強力に進めていきます。加えて事業承継の阻害要因となっている個人保証からの慣行からの脱却を目指し、個人保証の慣行は今の世代で断ち切ることを決意を持って、新たに経営者保証を不要とする信用保証制度を創設します。さらに、専門家の確認を受けた場合には保証料を大幅に軽減する等、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を促します」。

また、生産性向上支援では、補正予算にて措置された「中小企業生産性革命推進事業」により、従来の支援策の不足分を解消する、革新的な製品・サービス開発への設備投資支援、小規模事業者向けの販路開拓支援、ITツール導入支援等の後押しを強化するとしている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com